

## 「小浜市環境基本計画」に関するパブリックコメント意見募集結果

小浜市民生部 環境衛生課

○意見の募集期間 平成24年2月10日～29日

○意見提出数 11件

### 《計画の目的・趣旨》

本市では、平成16年に第1次の「小浜市環境基本計画」を策定し、様々な施策を市民・事業者・行政が協働で取り組み、数値目標の達成など一定の成果を上げてきました。しかし、地球温暖化対策やエネルギー問題、生物多様性に関する保全対策、循環型社会構築に向けた対策など、問題解決に向けた行動を加速させる必要が出てきています。また、地域としても水環境や音環境の保全など、生活環境問題に継続的に取り組むことも重要です。

環境基本計画は、市民・事業者・行政が相互に連携を図りながら、それぞれの役割分担のもとで、課題に取り組み、良好な環境を将来世代に引き継いでいくための処方箋と考えます。

これらを踏まえ、第1次小浜市環境基本計画で検討された理念、目標等を継続的に引き継ぐとともに、新たな環境問題への対処のために、多方面からの検討を加えた第2次の「小浜市環境基本計画」を策定します。

《提出された意見の概要および考市の考え方》

◆「小浜市環境基本計画」に関するもの

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>施策や事業名にカタカナ造語が目につく。カタカナが多すぎると、事業名等で類似した感があり、その特色も区別できない。言葉遊びのように造語があふれていることで、高齢者は役所が遠く感じているのではないか。美しい表現や漢字文化を伝承していく一方で、カタカナを多用することで、施策立案者にスマートさや斬新さを売り物にしたい意図があれば、直ちに是正していただきたい。</p> <p>大きな潮流に逆行していくことは大変であり、漢字では表現しづらくカタカナがびったりの場合も皆無ではないが、行政職と教育職間で人事交流を図り、このような検討を専門家で進めていくべきである。</p>	<p>国、県の施策や事業名に使われているものは、どうしても使わざるを得ない面もあります。</p> <p>しかしながら、ご指摘にあるような、施策立案者がスマートさや斬新さだけを売り物にしたい理由で使われるとしたら問題があると考えます。</p> <p>住民の皆様からは「より分かりやすい表現」が求められています。正しい日本語使用という基本的なことを再確認し、専門家の指導も受けながら、分かりやすい言葉を使うよう努めてまいります。</p>
2	<p>隣接市町との環境面での協力体制が不可欠だと思います。海岸線の汚染やクリーンアップでは広域行政が関わるのがふさわしいと思います。嶺南広域圏での連携が必要です。原電の財源に依存しないNPOなどとも連携したらどうでしょうか。</p>	<p>市としても環境面において、近隣市町との連携が重要であると認識しています。</p> <p>特に河口を有する本市にとっては、河川からでるごみは深刻な問題であり上流域の市町との河川ごみの減量に向けた協力体制を構築する必要があります。そこで、昨年設立された国土交通省福井河川国道事務所による北川河川愛護部会に参画し、関係機関と河川ごみの減量に向けた協議を進めているところです。</p> <p>本計画においては、重点プロジェクトに「ごみのないきれいなまちづくり」を新規に加え、海ごみ対策の推進の一環として「河川流域市町と連携を図り、海岸漂着ごみの減量に努めます」を掲載し、取り組みを進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、NPOとの連携については、これまでも環境美化デーなどにおいてご協力いただいております。今後も連携を図っていく予定です。</p>

3	<p>河川・海の保全計画で「漁業者と林業者は、広葉樹の植林事業を推進します」とありますが、具体内容がわかりません。海岸近くに造林する場合、漁業者と林業者とがどのように連携するのでしょうか。</p>	<p>環境基本計画では、方針を示すことを目的としており個別施策の具体的な内容までは明記していません。</p> <p>これまで市では、平成14年に林業・漁業関連団体により組織された「小浜市豊かな海の森を育てる会」が実施する森林の保全や整備活動での植林や下草刈りなどを支援してきました。</p> <p>会では森林の保全や整備活動により「きれいで豊かな水が海に流れ込めば多くの魚が住めるようになる」との考えで活動を継続されており、市としては今後も引き続き支援していく予定です。</p>
4	<p>「本市内のすぐれた地形・地質」として上根来の崩壊地形と埋積谷などが図示されていますが、わかりやすく理由など付してはどうでしょうか。</p>	<p>図は明示してある出典先「福井県のすぐれた自然（地形・地質編）」から引用したもので、出典先において詳しい用語解説がされています。</p> <p>本基本計画では、環境に関する言葉の意味をそれぞれのページにおいて解説をしていますが、解説が必要と思われる言葉でも全てを明示すると全体ページ数がかかなり多くなることから、出典先を明示することで省略している部分があります。ご理解をお願いします。</p>
5	<p>休耕田など空地の有効利用として大規模の太陽光発電等の基地に活用できないでしょうか。</p>	<p>大規模な太陽光発電基地（メガソーラー：1000kw～）は広大な面積（3ha～）を必要とします。本市の休耕田や空き地は中山間部に多く点在するため集約が極めて困難であり、メガソーラーとしての流用は厳しいと考えています。そこで、休耕田や空き地の有効利用と太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入については、個別に検討することとしています。</p> <p>市では、福井県の再生可能エネルギー市町連絡会議において、国や県、他市町の情報収集を行い、再生可能エネルギーの導入に向けた協議を行っているところです。</p>
6	<p>公園の美化などを地域に委ねることで連帯感が芽生え、お互いに競い合いきれいに利用できると思います。市が予算を使って清掃しても心ない者のゴミ投棄が後を絶ちません。</p>	<p>現在、市で管理している市営公園は、指定管理者制度により民間企業へ委託して管理しています。一方で、クリーン作戦や社会奉仕などで美化活動に取り組んで頂いている地区もあります。</p> <p>市営公園は不特定多数の方が利用される公共施設なので、市が</p>

	<p>予算を持って管理する事は必要であります。地域の方々が実施されている公園内の美化活動については感謝しているところであり、引き続きクリーン作戦や社会奉仕などによるボランティア活動においてご協力いただきたいと思います。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◆「小浜市環境基本計画」以外に関するもの

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>空き店舗、空き住宅の再利用、不要な看板などの撤去について行政指導または協働体制づくりができないでしょうか。廃墟化した工場や家屋はあくまで所有者任せにしか方法がないのでしょうか。なんとか具体策が見いだせないでしょうか。固定資産税など税収面でデメリットもあるのでしょうか。</p>	<p>現行の法制度では、特別な事情がないかぎり行政が直接個々の案件に対応することは困難と考えています。</p> <p>しかし、空店舗・空住宅については、廃墟化する前に情報を活用するなどの取り組みにより有効性が期待できることから、今後においても十分に研究を行っていくべきであると認識しています。また、看板については福井県野外広告条例に基づいて適正に管理するように指導しています。</p>
2	<p>市民が直接リサイクル業者へ資源ごみを持ち込むと買い取っていただけます。リサイクルプラザへの持込みですと当然、有料です。でも、市は業者に売却し、収入源になっています。財政面では、手数料や物品売り払いなどと費目的には違うのはわかりますが、市民にはちょっと理解しがたいようです。</p>	<p>現在、リサイクルプラザでの家庭から持ち込まれるごみの受け入れについては、50kgまでは無料となっています。(50kg以上は10kgごとに40円。古紙類は50kgを超えても無料)</p> <p>市では、資源ごみだけでなくリサイクル会社に引き取ってもらえない一般廃棄物も処理しており、その処理に多額の税金を投入しています。施設の健全な運営にご理解とご協力をお願いいたします。</p>

3	<p>海岸線に漂着した膨大なごみのうち、可燃物をエネルギーとして使えるようにできないでしょうか。プラスチックもかなりありますがどうでしょうか。</p>	<p>市のクリーンセンターでは、海岸線に大量に漂着したごみは海水を含んだうえに分別されていないため、焼却処分ができません。また、他所での処理には運搬コストがかかるため対応に苦慮しています。</p> <p>市では「その他プラスチック」を固形燃料にリサイクルしていますが、ご提案の漂着したプラスチックごみの再利用化については、分別に時間や費用がかかることや汚れがひどく製品が安定しないことから実施していないのが現状です。</p>
4	<p>外来種ペットの放棄などは、条例で禁止できないでしょうか。</p>	<p>「外来生物法」において、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害をおよぼす外来生物は特定外来生物に指定されています。これらの特定外来生物は飼育、栽培、保管、運搬、輸入が原則として禁止となっていますので、法律に基づく対応を行っているところです。</p> <p>他市においては、地域の事情により条例を設けているところもありますが、本市では、今のところ新たな条例の制定による規制は考えていません。</p>
5	<p>エコカー対象の軽自動車について市税である軽自動車の減税はできないでしょうか。計画で、「あいあいバス」については自家用車の利用拡大による一般客の減少や少子化の進展による学生客の減少により、利用客数は年々減少傾向にあります。自家用車を利用できない市民の身近な公共交通機関として、市民生活に欠かせない公共交通機関となっています。」とあります。運転免許返上者に公共交通機関の割引ができませんでしょうか。運転免許返上によりJR客の増加、大気汚染や騒音の防止、高齢者事故の防止、健康づくりなどにつながると思います。</p>	<p>エコカー減税については、国の主導において実施しているところであり、現在のところ、市独自で軽自動車税の減税に取り組む予定はありません。</p> <p>運転免許返上者への支援については、平成22年度から高齢者運転免許自主返納支援事業により「コミュニティバス（あいあいバス）の回数券」、「JRオレンジカード」、「タクシー乗車券」のいずれか1万円分を交付しており、平成24年度以降も引き続き実施する予定です。</p>